令和6年7月1日(月)7月4日(木)



<地域と学校の連携・協働に関する研修>

「学校運営協議会」と 「地域学校協働活動」の



一体での推進について

教育委員会事務局 学校支援·地域連携課

元となる根拠

〇学習指導要領

・社会に開かれた教育課程の実現

〇横浜教育ビジョン2030

〇横浜市教育振興基本計画

社会に開かれた教育課程の実現に向けて

- (1) 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育 を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程 を介してその目標を社会と共有していくこと。
- (2) これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- (3) 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

横浜教育ビジョン2030

【横浜の教育が目指す人づくり】

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」

【横浜の教育が育む力】

知 生きて はたらく知 <mark>徳</mark> 豊かな心

体 健やかな体 公 公共心と 社会参画

開 未来を 開く志

【横浜の教育の方向性】

- ①子どもの可能性を広げます
- ②魅力ある学校をつくります
- ③豊かな教育環境を整えます
- 4社会全体で子どもを育みます

第4期 横浜市教育振興基本計画

計画期間:令和4年度~令和7年度

【柱5 家庭・地域等の多様な主体との連携・協働】 (施策1) 多様な主体とつながる教育の充実

◆施策の目標・方向性

子どもに関する課題や学校の課題の解決と未来を担う子どもたちの豊かな成長のために、学校が地域(地域住民、保護者、企業、大学等の様々な個人・団体)と連携・協働することにより、子どもたちが社会とつながる機会を創出し、子どもの学びや育ちを支えます。

【学校運営協議会 と地域学校協働活動の 一体的な推進による地域と学校の連携・協働】

教育活動には次のことを関連付けることが必要

• 学校教育目標

各学校で定めている 中期学校経営方針

- 子どもたちの資質・能力を教育課程で育成する
- ・小中学校9年間、特別支援学校では12年間で子ども たちを育む
- ・ 高等学校は中期学校経営方針における13の取組分野



※地域と学校の連携・協働は単なるボランティア の活動や地域行事への参加ではなく、 中期学校経営方針や教育課程と関連した活動。

地域と学校の連携・協働は、なぜ必要?

- ・子どもたちを取り巻く環境や 学校が抱える課題は、 複雑化多様化している。
- 子どもや学校の抱える課題の解決、 未来を担う子どもたちの豊かな成 長のためには、社会総がかりでの 教育の実現が不可欠である。

いじめ、不登校 児童虐待、貧困問題 SNSトラブル

コロナ禍 GIGAスクール構想 働き方改革 ヤングケアラー

学校課題に伴う教職員の勤務負担

地域社会のつながりや支え合いの希薄化



地域と学校で、困難や課題を共有し 共に乗り越えていくことが重要。

学校教育目標や学校のビジョンを共有して 一体となって子どもを育むことが大切

学校運営協議会は、地域・保護者の皆さんと学校が目標を共有し、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みです。この仕組みを持つ学校を「コミュニティ・スクール」と言います。



地域学校協働本部は、既存の地域 と学校の連携体制をもとにして、地域学校協働活動推進員(学校・地域 コーディネーター)が中心となって 緩やかなネットワークを形成し、より多くの幅広い地域の皆さんや団体 等の参画によって地域学校協働活動 を推進する体制です。



学校・情報共有

学校長•教職員 課題

学校運営協議会

協働活動

地域学校協働本部

学校と地域が連携・協働することで地域の様々な宝物

(人・もの・環境) を子どもたちの 学び、育ちに活かすことができます

学校と地域の

地 域

地域学校協働活動推進員(学校・地域コーディネーター)

区役所

民間企業

大学

保護者

地域住民

NPO

地域学校協働活動推進員

(学校・地域コーディネーター)とは? 学校と地域の架け橋となる方で、地域 や学校の状況に応じて、地域と学校が協 働できる仕組みづくりを進める役割を担

学校運営協議会は

学校にどのように関わっていくのですか? 学校運営協議会は学校と対等の立場で、 サカルを見煙に向かって教護を行います。

共有し長かます

地域と学校で、同じ方向性で 子どもたちの豊かな成長を支えていく

学校運営協議会と地域学校協働活動

学校運営協議会

- 学校運営の基本方針の承認(必須)
- 学校運営に関する意見(任意)

Act

教職員の任用に関する意見(任意)

学校運営について

協議

D.

協議に基づいて アクション

lain

地域とともにある 学校運営

Check

地域

学校·地域CO

学校

学校運営

カリキュラム

児童・生徒指導

学校評価

学校の自己評価

学校関係者評価

地域学校協働活動

- ・キャリア教育
- ・郷土学習
- ・交通安全
- ・環境整備
- ・学習支援

(NPO法人まちと学校のみらい)

それぞれの組織の違い・役割の整理

● 横浜市独自の事業

- ☆ 全国で展開されている仕組み
- ●学校家庭地域連携事業(学家地連)

中学校区単位で、児童生徒の健全育成を目的にしている。

●まちとともに歩む学校づくり懇話会(まち懇)

ひらかれた学校づくりをすすめるため地域と学校が意見交換を行う場

★学校支援地域本部 ⇒ 地域学校協働本部

学校の教育活動を支援し、地域コーディネーターがつなぎ役となる

☆コミュニティ・スクール(学校運営協議会の設置されている学校)

保護者地域が一定の法的な権限を持って学校運営に参画する。

※横浜市では地域の身近な施設としてコミュニティハウスがあるが、 一部コミュニティスクールという名称になっており、混同することがある。

☆学校評議員制度

校長の求めに応じて地域の人が意見を述べることができる。

(NPO法人まちと学校のみらい)

学校における働き方改革の実効性の向上のために

- 〇令和5年9月8日
 - 文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長
 - 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」(令和5年8月日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会)を踏まえた取組の徹底等について(通知)より
- 2. 学校における働き方改革の実効性の向上等
 - (1) 地域、保護者、首長部局等との連携協働
- ① 保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら取組を進めていくため、学校は、業務の適正化に向けて、学校における働き方改革について学校運営協議会等の場で積極的に議題として取り扱うことは

これからの取り組みの方向性

○学校運営協議会の導入 学校・地域コーディネーターの配置促進



- ○学校運営協議会の質的向上
- 〇学校地域コーディネーターの配置促進**、**機能強化
- 〇学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進

質の向上のために理解者を増やし、持続可能な形へ

- ・協議会委員の制度理解や当事者意識の向上
- 教職員の学校運営協議会や地域学校協働活動の理解

グループ情報交換

内容

「自校の 地域と学校の連携協働について」

「学校運営協議会」「地域学校協働本部」の充実に向けて

令和6年度 研修会編

方面別 学校・地域コーディネーター研修・交流会①(5/22.30)

【協議会委員・コーディネーター対象】(7/1.4) 「学校運営協議会」と「地域学校協働活動」の一体での推進について

【教職員・協議会委員・コーディネーター】(10/22.29) 学校運営協議会委員・学校・地域コーディネーター・教職員合同研修

方面別 学校・地域コーディネーター研修・交流会②(11/14.20)

【教職員対象】(12/5.10)

何故、社会とつながる学びが必要なのか

【教職員対象】(1/23.27)

「学校運営協議会」と「地域学校協働活動」の一体での推進について

様々な場面でコーディネーターさんの存在や役割を周知していきます4

参考資料

横浜市のHPに次のような資料を掲載しています。

- 地域学校協働活動推進冊子
- 学校・地域コーディネーターマニュアル
- 連携協働通信「架け橋」
- 学校運営協議会規則 等

横浜市 地域連携推進 検索

文部科学省のHPにも資料が掲載されています。

文部科学省 地域学校協働活動

検索